

世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) 中間評価の実施手順等について

平成23年2月2日
世界トップレベル研究拠点プログラム委員会

国際研究拠点形成促進事業費補助金(以下、「補助金」という。)により実施される世界トップレベル研究拠点プログラムに採択されている拠点に対する中間評価は、次の手順等により行うものとする。

1. 評価の目的

世界トップレベル研究拠点プログラムの中で、確実に「目に見える拠点」の構築を図るため、平成19年度に採択された拠点の進捗状況を評価し、「目に見える拠点」の形成に資する。

2. 評価者

世界トップレベル研究拠点プログラム委員会(以下、「プログラム委員会」という。)が、プログラム・ディレクター、プログラム・オフィサー及びプログラム委員会の下に採択拠点毎に設置された作業部会(以下、「作業部会」という。)の協力の下、実施する。

作業部会が、現地視察等を通じとりまとめた現地視察報告書(以下、「報告書」という。)及び各拠点からのヒアリングに基づき、最終的にプログラム委員会が中間評価を決定する。

3. 評価の手順、評価項目及び総合評価基準

評価者は、以下の手順、評価項目等に基づき評価を行う。

(1) 評価の手順

各作業部会は、拠点に赴き実施する現地視察及び拠点関係者との情報交換等を通じ、以下の評価項目について評価を行い、助言等を取りまとめ、報告書(案)を作成する。

プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーは各拠点に対し報告書(案)の内容を事前に開示する。

開示された報告書(案)に対し、各拠点から意見の申立てがあった場合には、その申立て内容について、プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーで再度審議を行い、報告書を決定する。

プログラム委員会は、プログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーからの上記報告書による報告及び各拠点からのヒアリングに基づき、アンケート結果も参考にしつつ、以下の評価項目を踏まえて、総合評価及び改善点等を決定する。

(2) 評価項目及び着眼点

評価にあたっては、拠点が設定した中間評価時における達成目標を参考にしつつ、以下の項目について評価する。

① 研究水準

- ・世界トップレベルの研究水準を誇る拠点形成が進捗しているか。
- ・科学技術上の世界的な課題に挑戦し、社会的なインパクトを有する研究が実施されているか。
- ・新たな知見の創出や特筆すべき研究成果があったか。
- ・施設・設備等の研究環境は、「世界トップレベル研究拠点」としてふさわしいものが整備され、有効に機能しているか。
- ・十分な研究資金が外部資金等により確保されているか。

②異分野融合

- ・異分野融合に向けた特徴的な取組みが行われているか。
- ・異分野融合による研究が進捗しているか。

③国際化

1) 拠点を構成する研究者等

- ・世界中から第一線の研究者が多数集まってきているか。
- ・国際公募によりポスドク等若手研究者を適切に確保しているか。

2) 環境整備

- ・外国人研究者が国際的かつ競争的な環境の下で快適に研究に専念できる取組みは進捗しているか。
- ・海外の研究機関と連携している場合は、国際的な協力体制が有効に機能しているか。

④システム改革

- ・拠点長の強力なリーダーシップに基づく運営体制の構築は適切に進捗しているか。
- ・英語による職務遂行が可能な事務スタッフが整備され、有効に機能しているか。
- ・既存の運営組織を改革するシステムが構築され、機能しているか。
- ・ホスト機関による支援は、拠点構想実現のために十分措置され、機能しているか。

⑤今後の展望

- ・拠点構想を実現するための今後の方針、計画等の取組みは適切か。
- ・本プログラムの実施期間が終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル研究拠点」であり続けるための取組みを考慮しているか、または、すでに実施しているか。

(3) 総合評価基準

区分	評価基準
S	当初目的を超える拠点形成の進展があり、「世界トップレベル研究拠点」としてさらなる発展が期待される
A	現行の努力を継続することによって、当初目的を達成することが可能と判断される
B	当初目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要と判断される
C	このままでは当初目的を達成することは難しいと思われるので、助言等に留意し、当初計画の適切なる変更が必要と判断される
D	現在までの進捗状況等に鑑み、今後の努力を待っても当初目的の達成は困難と思われるので、拠点形成を中止することが必要と判断される

4. その他

(1) 評価結果の反映

中間評価結果では、拠点が進むべき方向性について厳格な勧告を行う。その際、プログラム委員会の意見として、拠点構想の変更(拠点の中止、拠点長の交代、主任研究者の構成や対象分野の一部変更、研究達成目標の一部変更等を含む)も含みうる。

(2) 開示・公開等

- ① 評価の経過は、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とし、評価に用いる会議資料についても非公開とする。
- ② 評価結果は、ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 利害関係者の排除

プログラム委員、プログラム・ディレクター、プログラム・オフィサー及び作業部会委員は、以下のいずれかに該当する場合は、当該拠点の評価に参画することが出来ないものとする。

- a) ホスト機関に専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)する、又は過去3年以内に在職した者
- b) 拠点構想に参画する者、又は過去3年以内に参画した者
- c) 拠点構想の全体責任者、拠点長若しくは拠点構想責任者との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (2) 密接な師弟関係にある者
- d) 拠点ごとに設置する評価委員会等の委員に就任している、又は就任する予定のある者
- e) 拠点構想に参画する者と緊密な共同研究を行う関係にある者
- f) 拠点における活動が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- g) その他、中立・公平に評価を行うことが困難であると判断される事由のある者

(4) 秘密保持

- ・評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容に係る情報は外部に漏らしてはならない。
- ・プログラム委員、プログラム・ディレクター、プログラム・オフィサー又は作業部会委員として取得した情報(報告書等各種資料を含む。)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(5) その他

この手順に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定め、必要に応じ各拠点へ連絡する。